#### 前回に引き続き

# 令和6年2月の確定申告 (豊明市会場) も

# 完全予約制です!!



## **予約方法は、** インターネットとハガキの

2種類です!

予約方法や申し込み期間などの詳細は、 広報1月号または豊明市のホームページ、 SNSをご確認ください。



豊明市SNS

#### 豊明市会場の開催期間にご注意ください

※住宅ローン控除を含む場合はウインクあいち会場へ

	2/ 16⊛	<b>17 (</b>	18®	19®	20⊛	<b>21</b> ®	<b>22</b> ⊛	23 🎕	<b>24</b> ±	<b>25</b> ®	26 <sub>®</sub>	<b>27</b> ®	<b>28</b> ®	29⊛
スマホ申告		_	_	•	•	•	•		_				午前のみ	_
簡易な申告	•	_	_	•	•	•	•	_	_	_			午前のみ	_
税理士相談	•	_	_	•	•	•	•	_	_				_	_

●開催期間は2月16日(金)から2月28日(水)の午前中までです。

# 2月29日(水)は開催しません。

ウインクあいち会場をご利用ください。

● 問い合わせ 税務課市民税係 ☎0562-92-1118

#### 令和6年度より森林環境税(国税)の課税が始まります



森林環境税は、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。 一人年額1.000円が課税され、市民税・県民税と併せて市が徴収します。

ただし、森林環境税は国税であることから、非課税基準額が市民税・県民税の非課税基準額とは、下記のとおり異なっているため、森林環境税(1,000円/年)のみ課税となる場合があります。

なお、令和6年度の市民税・県民税、森林環境税は、令和5年中(1月~12月)の所得に基づいて課税されます。

### ● ● ● ● 森林環境税が課税されない人 (非課税基準) ● ● ● ●

	森林環境税	市•県民税
扶養親族を 有しないとき	合計所得金額が41.5万円以下の場合 (収入が給与のみの場合、給与収入96.5万円以下)	合計所得金額が42万円以下の場合 (収入が給与のみの場合、給与収入97万円以下)
扶養親族を 有するとき	合計所得金額が次の金額以下の場合 31.5万円×人数[本人+同一生計配偶者+扶養親族 (16歳未満の扶養親族含む)]+28.9万円	合計所得金額が次の金額以下の場合 32万円×人数[本人+同一生計配偶者+扶養親族 (16歳未満の扶養親族含む)]+28.9万円

#### ● 令和6年度以降の個人市・県民税均等割および森林環境税について

個人市・県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度からの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられ、賦課徴収されておりました。 この臨時的措置が終了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されます。

		現行	令和6年度以降	
国税	森林環境税		1,000円	
市民税	個人住民税	3,500円	3,000円	
県民税	均等割	2,000円	1,500円	
	合 計	5,500円	5,500円	